



# 島根県報

平成20年3月28日 (金)

号外第33号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

訓 令

島根県会計事務決裁規程の一部改正

(会 計 課)

訓

令

島根県訓令第13号

会計課

審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第8条中「、当該各号に掲げる順序に従い、」を削り、同条の表会計管理者の項中

- 「1 出納局出納員 を「出納局出納員」に改める。
- 2 当該事務を掌理する管理監である出納局会計員」

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

